

○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和三十五年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和五年八月十五日

国家公安委員会委員長 谷 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得</p> <p>第2節 使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務</p> <p>[1 略]</p> <p>2 安全運転管理者など</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 安全運転管理者は、次のことを確実に行って、運転者に安全な運転をさせるようにしなければなりません。また、副安全運転管理者は、これらの業務について安全運転管理者を補助しなければなりません。</p> <p>[ア～カ 略]</p> <p>キ 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を<u>目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認し、その記録を一年間保存するとともに、アルコール検知器を常時有効に保持すること。</u></p> <p>[ク・ケ 略]</p> <p><u>(4)</u> 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、その業務を行うため必要な権限を与えるとともに、その業務を行うため必要な機材を整備しなければなりません。</p> <p><u>(5)</u> [略]</p>	<p>第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得</p> <p>第2節 使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>[ア～カ 同左]</p> <p>キ 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を<u>目視等で確認し、その記録を一年間保存すること。</u></p> <p>[ク・ケ 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>(4)</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	



附 則

この告示は、令和五年十二月一日から施行する。